

総合共済のポイント

① 教職員による助け合いの共済

教職員共済生協に加入できるのは教育関係者のみ。全国約 30 万人の加入者の掛金は、災害や事故などに遭った同職の方へのお見舞金に使われています。

＜過去の災害時のお支払い実績＞

阪神淡路大震災：28,938 件、13 億 4,273 万円

東日本大震災：6,944 件、10 億 7,481 万円

② 月 900 円で 12 の保障（補償）

火災（火災・落雷・噴火など）、住宅災害（地震・台風・降雪など）、30 日以上連続した休業、業務中（通勤中）のケガによる 4 日以上通院もしくは入院、死亡、後遺障害、傷害事故による要介護状態など月 900 円で多岐に渡る保障（補償）がついています。

③ 業務遂行に起因した賠償責任も補償

業務中の事故等により保護者等から損害賠償を求められた場合、また、そのおそれが生じた場合、最高 3,000 万円まで補償します。

④ 日常生活における賠償責任も補償

自転車で他人をケガさせた、飼い犬が他人を噛んでケガさせた、など日常生活における賠償責任を補償します。補償の対象は本人だけでなく、同居の親族および別居の未婚の子も対象となります。

⑤ 掛捨てではありません

退職時には契約期間に応じた退職見舞金が給付されます。5 年以上加入の場合、掛金払込月数×400 円が給付されます。